



# こちら119

発行 久留米広域消防本部  
三井消防署  
☎ 72-5101(代)

## 春の火災予防週間

毎年、3月1日から7日まで全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

この運動は、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えますので、住民の皆さんに火災予防の意識を高めていただき、火災の発生を防止し、尊い生命や貴重な財産の損失を防ぐため、『住宅防火 いのちを守る 7つのポイント』を呼びかけています。

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント ～ 3つの習慣、4つの対策～

#### 3つの習慣



- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



#### 4つの対策



- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



## 緊急通報『メール119』とは

緊急通報「メール119」とは、聞こえない、聞こえにくい、話しにくいなどの理由で、電話による119番通報が困難な人を対象に、携帯電話やパソコンの電子メールを利用して緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができます。

「メール119」の利用には事前の登録が必要となります。利用を希望する人は三井消防署(☎ 72-5101、ファクス 72-5948)までお問い合わせください。

なお、ファクスによる緊急通報は、今までどおり住所・氏名・状況などを記入して、「119番」をダイヤルし送信してください。

### 消費生活相談室

#### 新聞購読契約をするときの注意

就職や進学、転勤などで新居へ引っ越すと、何社もの新聞販売店から勧誘を受けることがあります。長年お住まいのお宅に対しても契約の勧誘が活発になる季節です。

訪問販売で新聞の購読契約をした時は、必ず法定の契約書面が交付されなければなりません。小さい伝票のようなものですが、購読期間や契約者の住所・氏名・押印、裏面にはクーリング・オフ(無条件解約)に関する事など大切な事が書かれています。家族全員がわかりやすい場所に購読期間が終わるまで大切に保管しておきましょう。

クーリング・オフ期間(契約書受領日から8日間)を過ぎれば、原則として購読期間を定めて契約したものは自分の都合だけで購読を中止することはできないため、何年も先の契約をすると状況が変わった時に困ることになります。トラブルを避けるためにも、下記の点に注意して先の見通しが立つ期間だけ契約することが大切です。

・契約書に書かれている内容を確認しましょう! ・「いつでも解約してよい」という考えは間違いです! ・クーリング・オフする時は電話連絡などの口頭ではなく、記録が残るように必ず書留で出しましょう!

#### 小郡市消費生活相談室

- ▶ 窓口開設日  
毎週月・火・木・金曜日 / 午前9時～正午、午後1時～4時
- ▶ お問い合わせ先  
小郡市消費生活相談室  
☎ 72-2111 内線144

